

SIDS（乳幼児突然死症候群）への対策

【令和4年度改定版】

わかたけかなえ保育園では、SIDSの発生リスクの低減並びに異常の早期発見を目的として、在園児童の睡眠時において下記の対策を実施します。

<発生リスクの低減>

- ・睡眠時の衣類、寝具、暖房機器について、熱がこもることがないように調節します。
- ・睡眠時の児童の周囲においては、窒息や誤飲の危険因子となる物品を排除します。
※SIDSは病気であり窒息事故ではありませんが、呼吸停止のリスクを軽減するために実施しています。
- ・満3歳未満の児童及び満3歳以上で入園日から2か月以内の児童について、睡眠時の姿勢を原則として仰向けとします。寝返りによりうつぶせや横向きになったことを保育者が確認した際には、その都度仰向けに矯正します。
※医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合は除きます。
※体位変換によって睡眠の確保に著しい支障が生じる場合、保護者に状況を報告して家庭での就寝などについて協力を要請します。
- ・睡眠時において、定期的に児童の身体に触れることで刺激を与えます。

<異常の早期発見>

- ・保育者の休憩、トイレ、事務、その他理由を問わず、児童を片時でも放置することはありません。
- ・睡眠時の保育室内は、児童の顔色が観察できる明るさを保持します。
- ・満1歳未満の児童及び満3歳未満で入園日から2か月以内の児童については、「睡眠時チェックシート」を用いて「呼吸、姿勢、顔色、脈」を5分間隔で確認します。
- ・入園日から2か月以内の新入園児童を除く満1歳以上満3歳未満の児童は、「睡眠時チェックシート」を用いて「呼吸、姿勢、顔色、脈」を10分間隔で確認します。
- ・満3歳以上の児童については、睡眠時の状況や体調などに応じて適宜確認します。入園日から2か月以内の児童については特に注意して確認します。
- ・毎年、複数の職員が「上級救命講習」（東京防災救急協会）を受講します。受講した職員が講師となり、CPR学習キットを用いて他の職員に指導する園内研修も、年に1回のペースで実施します。

乳幼児突然死症候群 (SIDS) の予防及び睡眠中の事故防止

- 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳幼児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要です。
- 何よりも一人にしないことが大切です。
- 寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。

具体的には…

- ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ・ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ・ 口の中に異物がないか確認する。
- ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

- **照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ**
- **乳幼児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。**
- **仰向け寝を徹底する(医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く)**
 - ・ 1歳児以上でも、乳幼児の家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、乳幼児の安全確認をきめ細かく行うようにしましょう。
- **午睡(睡眠)時チェックをきめ細やかに行い、記録する**
 - ・ 必ず1人1人チェックし、その都度記録しましょう。
 - ・ 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔です。
 - ・ 預けはじめの時期は特に注意してチェックしましょう。
 - ・ 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックしましょう。
 - ・ 人任せにしないよう、チェックする担当を明確にしましょう。
- **保育室内の禁煙を徹底する**
- **厚着をさせすぎない、暖房を効かせすぎない**
- **保護者と緊密なコミュニケーションを取る**
 - ・ 預けはじめの時期や体調不良明けは特に注意して、家庭でのお子さんの様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取るとともに、保育園でのお子さんの様子もきめ細やかに報告しましょう。気になることはお互いに話し合い、対策を講じましょう。